

石川労働局発表
令和6年8月14日(水)



報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局労働基準部賃金室

室長 南出 清一

室長補佐 石間 康時士

電話 076(265)4425

労働局長・最低賃金審議会会長が県知事を訪問

ー最賃引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援拡充について協力要請しますー

石川労働局長（八木 健一）と石川地方最低賃金審議会会長（栗田 真人：尾張町法律事務所 弁護士）は、共に石川県知事（馳 浩）を訪問し、過去最大の引上げとなる石川県最低賃金（時間額 984 円、51 円 up）改正の答申文に盛り込まれた、県内の中小企業・小規模事業者への支援策の拡充をはじめ、「能登半島地震により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえた、賃上げできる環境の整備」について、県に協力を要請し、国とともに支援を図ることについて意見を交換します。

記

- 1 訪問日時 令和6年8月19日(月)午後1時40分～午後2時(20分程度)
- 2 訪問場所 石川県庁 4F 秘書課
- 3 その他 取材(テレビカメラ等による撮影)が可能です。
広く県民の皆様への周知にご協力をお願いいたします。

(取材等の際は、8月16日(金)16:00までに石川労働局(上記の照会先)へお知らせください。)

【参考】

令和6年8月9日、石川地方最低賃金審議会は、石川県最低賃金について、最低賃金が時間額で制定されるようになった平成14年以降最大となる51円を引上げ、時間額984円とする答申を取りまとめ、石川労働局長に答申しました。同答申文には、令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企

業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、賃上げできる環境整備、支援策の拡充、価格転嫁対策の徹底を国・県に要望する旨が盛り込まれています。

新しい石川県最低賃金は、官報公示等の手続きを経て、令和6年10月5日に発効する予定です。